

## 雲南市パブリック・コメント制度実施要綱の考え方

### (目的)

第1条 この告示は、パブリック・コメント制度に関して必要な事項を定めることにより、政策形成過程への市民参画の機会を保障するとともに、市の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民との協働による市政の推進に資することを目的とする。

市民の皆様の市政に対する理解と信頼をより深め、市政への参加と協働を推進するために、審議会や市政懇談会などの従来の広聴制度に加え、政策形成過程における「意見公募（パブリック・コメント）手続」を定めるものです。

### (定義)

第2条 この告示において「パブリック・コメント制度」とは、市の基本的な政策、条例等の策定案を公表し、広く意見及び提言（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等に対する市の考え方を明らかにするとともに、提出された意見等を考慮して意思決定を行う一連の手続に関する制度をいう。

2 この告示において「実施機関」とは、市長、病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、上下水道局、固定資産評価審査委員会及び監査委員をいう。

この制度は、市の基本的な政策や条例等の策定過程において、案の段階でその趣旨・内容を広く公表して市民の皆様等から幅広く多様な意見等を収集し、その寄せられた意見等に対する市の考え方を明らかにするとともにその意見等を考慮して意思決定を行う一連の手続制度です。パブリック・コメント制度の実施機関は、議会を除く市の全ての機関とします。

### (対象)

第3条 パブリック・コメント制度の対象となる市の基本的な政策、条例等（以下「政策等」という。）の策定とは、次に掲げるものとする。

- (1) 市の総合的な構想及び計画又は個別行政分野における基本的な計画及び方針の策定又は変更
- (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民等（市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者、市内に事務所又は事業所を有する者、その他パブリック・コメント制度の対象となる事案について利害関係を有するものをいう。）に義務を課し、又は権利を制限する条例（市税の賦課徴収並びに分担金、負担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）
- (4) 市民生活又は事業活動に直接又は重大な影響を与える条例、規則、行政指導の指針等の制定又は改廃
- (5) 大規模な公共事業及び主要な公共施設の基本計画の策定又は変更
- (6) 市の基本的な方向性を定める憲章及び宣言の制定又は改廃

- (1) 個別の案件が、この制度の対象であるか否かは、案件を所管する実施機関がこの制度の趣旨に基づいて判断し、その判断の説明責任を負います。
- (2) 「市の総合的な構想及び計画」とは、地方自治法第2条第4項の規定に基づいて定める基本構想や市の基本的な政策を定める計画等をいいます。「個別分野における基本的な計画及び方針」とは、市内の全域若しくは多くの市民を対象とし市の施策展開の基本方針や基本的な事項を定めるもので、構想、指針、方針、計画、基本的考え方、ビジョン等その名称は問いません。
- (3) 「市の基本的な制度を定める条例」とは、市政全般又は個別行政分野における基本理念や方針、市政を運営する上で共通の制度を定める条例をいいます。
- (4) 「市民などに義務を課し、又は権利を制限する条例」とは、地方自治法第14条第2項に基づく条例をいいます。「市税の賦課徴収並びに分担金、負担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの」については、市民に義務を課すものに該当しますが、この制度の対象とした場合に負担軽減を求める意見が多数を占めることが予想されこの制度の趣旨に馴染まないことや地方自治法第74条第1項に規定する条例の制定又

は改廃の直接請求権から除外されていることなどから、本制度の対象外とします。

- (5) 「市民生活又は事業活動に直接又は重大な影響を与える条例、規則、行政指導の指針等」とは、市民生活や事業活動に直接又は重大な影響を与える規則やその他の行政指導の指針などをいいます。また、その他市民等に大きな影響が及ぶもの、一般に市民等の関心が高いと思われるもの、市民等の理解と協力を必要とするもの、行政活動への住民参加を進めるうえで特に重要と考えられるものなども対象としますが、特定の者に対する個別的、具体的な処分等は対象としません。
- (6) 「大規模な公共事業及び主要な公共施設の基本計画」とは、地方自治法第244条第1項に規定する公の施設のうち市の全域を対象とする大規模な公共施設（全市対象の中央施設等）や多くの市民が利用する施設等の基本的な事項（利用条件等を含む）を定める計画等をいいます。

#### (対象の適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、その理由を第6条第1項に規定する方法で公表することによってパブリック・コメント制度を適用しないこととすることができる。この場合において、第1号の規定に該当するためパブリック・コメント制度を実施しない場合は、政策等の実施後に意見を聴くよう努めるものとする。

- (1) 特に緊急を要すると認められる場合
- (2) 軽微な変更であると認められる場合
- (3) 実施機関の裁量の余地が少ないと認められる場合
- (4) この告示に定める手続と類似した意見聴取手続が法令等により定められていて、当該手続に従い、政策等の策定を行う場合
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により直接請求された条例の制定案又は改廃案を議会に提出する場合

- (1) 「特に緊急を要すると認められる場合」とは、実施に伴う所要時間の経過などによって政策等の効果が損なわれるなどの理由で本手続を経る時間がない場合をいいます。
- (2) 「軽微な変更であると認められる場合」とは、大幅な改正又は基本的な事項の改定を伴わないものや上位の計画などの変更に伴う一部の表現変更をする場合をいいます。
- (3) 「実施機関の裁量の余地が少ないと認められる場合」とは、上位法令や国、県の計画にその内容が詳細に規定されており、その規定に沿った決定をしている場合をいいます。
- (4) 「この告示に定める手続と類似した意見聴取手続が法令等により定められていて、当該手続に従い、政策等の策定を行う場合」とは、法令などの規定により公聴会の開催などの実施が義務付けられている場合や審議会等の附属機関が本手続と類似の意見聴取手続を経て策定した報告・答申などに基づいて実施機関が計画等を立案する場合は、本制度の対象外とすることができます。いずれの場合においても実施機関は、市民等の意見表明の機会を拡大するという本制度の趣旨に鑑みて本手続を実施するか否かを判断します。
- (5) 「直接請求された条例の制定案又は改廃案」については、実施機関に裁量の余地がないことや地方自治法第74条第2項に基づく請求があったときは、直ちに請求の要旨を公表しなければならない旨の規定があることなどから本制度の対象外とします。

#### (策定案及び資料の公表)

第5条 実施機関は、政策等の策定を行おうとするときは、あらかじめ当該政策等の策定案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の策定案を公表するときは、次に掲げる資料を公表するとともに、当該資料の内容が容易に理解されるよう図表、注釈等を加えるなど、表現方法等を工夫するよう努めなければならない。

- (1) 当該政策等の策定案を作成した趣旨、目的又は背景
- (2) 計画等の案の概要を記載した資料
- (3) その他関連する資料

本制度による計画等の案及び資料の公表時期は、計画等の素案がまとまり、意思決定する前の時点とします。公表する案及び資料は、市民の皆様等がその内容を十分理解できるよう難解な表現を避け、論点などを明確にし

て意見提出がし易くなるように配慮するとともに、適切な判断ができるよう必要かつ十分な量を提供するものとします。

#### (公表の方法)

第6条 前条に規定する公表は、市役所及び実施機関が指定した場所で前条第2項各号に掲げる資料を、広報紙、ホームページ等に掲載するとともに、実施機関が適当と認める場所において縦覧に供することにより行うものとする。

- 2 前項により公表する場合は、意見等の提出先、提出方法、提出期限その他意見等の提出に関し必要な事項を提示するものとする。
- 3 実施機関は、意見等を提出するために必要な期間として、公表の日から原則として1か月以上の公表期間を設けるものとする。
- 4 実施機関は、障がい者、要介護高齢者等が政策等の策定案の内容について説明又は意見等の提出を希望する場合は、当該希望に応えることができるよう必要な配慮をするものとする。

公表資料については、関心を持つ市民の皆様等が入手しやすいような方法によって広く周知します。複数の方法を活用する場合であって公表する内容が相当量に及ぶ場合には、案等の概要と公表資料全体の入手方法を明確にしておけば活用する公表方法の全てで公表資料全体を公表する必要はないものとします。市民の皆様等が事前に余裕をもって意見等の提出ができるよう十分な期間を確保し、策定機関の制約などからやむを得ず1か月以上の期間を確保できない場合は、事前予告などの広報に努めるものとします。

#### (予告)

第7条 実施機関は、第5条に規定する政策等の策定案及び同条第2項に規定する資料を公表する前に、次に掲げる事項を広報紙及びホームページへの掲載等により、当該パブリック・コメント制度の実施を予告するものとする。

- (1) 政策等の策定案の名称
- (2) 政策等の策定案に対する意見等を募集する予定時期
- (3) 政策等の策定案の入手方法

今後実施するパブリック・コメント制度についても、市民の皆様等が余裕をもって意見等の提出ができるよう事前に広く周知する必要があることから、実施機関は、第1号から第3号に掲げる内容を計画等の案や資料を公表する前にあらかじめ、第6条第1項に定める方法等によって周知します。

#### (提出権者)

第8条 何人も、この告示の定めるところにより、実施機関に対し、政策等の策定に係る意見等を提出することができる。

この制度の趣旨は、あくまでも計画等の案をより良いものとするために多様な意見、情報、専門的知識を行政機関が把握するためのものです。したがって、提出権者の範囲を市内に居住する者、市内に通勤または通学する者、市内に事務所または事業所を有するもの、当該パブリック・コメント制度の事案に利害関係を有するもの等に限定するのではなく、当該事案について意見等を提出する意思を有する者全てを対象としています。

#### (意見等の提出)

第9条 意見等の提出をしようとするものは、住所、氏名、連絡先、意見等の内容を明示しなければならない。

2 意見等の提出は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便、ファクシミリ、電子メール又は実施機関が指定する場所への書面の提出によるものとする。

- (1) 意見等の提出にあたっては、市民と行政とのパートナーシップの観点から、最低限の責任ある対応として住所及び氏名の明記を求めるものであって、提出された意見に対し個別に回答するためのものではありません。提出意見等が無記名で本制度の趣旨に馴染まない内容の場合は、実施機関の判断により実施機関の考え方を示さない場合があります。
- (2) 意見等の提出を記録として確認するため、意見の提出は書面(電子媒体を含む)によるものとし、提出

に使用する言語は原則として日本語とします。ただし、障がい者、要介護高齢者等の方が書面以外の媒体による提出を希望された場合は、その希望に応えることができるよう必要な配慮をします。

#### (意見等の取扱い)

第10条 実施機関は、政策等を策定する際には前条の規定により提出された意見等を考慮して意思決定を行わなければならない。

2 実施機関は、提出された意見等の概要及びそれに対する市の考え方並びに政策等の策定案を修正したときはその修正内容及び理由を、第6条第1項に規定する方法により公表するものとする。ただし、提出された意見等の中に雲南市情報公開条例（平成16年雲南市条例第15号）第7条各号に掲げる非公開情報に該当するおそれのある情報が含まれているときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

- (1) 実施機関は意見募集期間が終了したときは、速やかに意見等のとりまとめを行い、提出された意見等を十分に考慮して最終的な意思決定を行うとともに、提出された意見に対する実施機関の考え方を取りまとめます。
- (2) 本制度は市における情報収集手段の多様化を目的とするもので住民投票類似の制度ではないため、賛成、反対の意見数により安易に意見を取り入れるものではありません。また、単に賛否の意思表示のみを述べた意見等については、パブリック・コメントとはとらえにくいいため、実施機関の考え方は公表しないことがあります。ただし、このことは住民の皆様等の「思い」として受け止め、制度の改善に活かすこととします。
- (3) 市民の皆様等から提出された意見等は、原則、公表対象としますが、原案と関係ない意見、第三者を誹謗中傷するもの、また、提出された意見を公にすることにより個人または法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると実施機関が判断した意見等については公表しません。
- (4) 提出された意見等を公表する場合は必ずしも原文を公表するのではなく、趣旨から外れないよう要約をし、また、複数の同様な意見があった場合は、まとめて、各々の意見等に対する実施機関の考え方とともに公表します。
- (5) 意見等の公表にあたっては公表することを前提に意見を求めた場合を除き、意見等を提出した方の住所、氏名、連絡先など個人に関する情報は公開しません。また、意見等の中に個人に関する情報などの雲南市情報公開条例に掲げる非公開情報に該当するおそれのある情報が含まれているときは、実施機関の判断により意見の一部または全部を公表しないことがあります。

#### (一覧表の作成等)

第11条 市長は、パブリック・コメント制度を行っている案件並びにパブリック・コメント制度の適用除外となった案件及びその理由を示した一覧表を作成し、ホームページへの掲載等の方法により公表するものとする。

いつ、どのような案件が本制度の対象となって適用除外となったのかを明確にし、周知することによって、住民の皆様の見解を聞きながら判断する懸案事項にはどのようなものがあるかを認知し、本制度が適正に運用されているかを住民の皆様がチェックできるようにして制度の透明性を図ります。

#### (委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、パブリック・コメント制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- (1) 本制度は、実際に政策等を策定する所管部署が事務手続を行っていきませんが、制度を適正かつ円滑に実施していくために制度の統括、管理はこの制度を所管する部署（政策企画部情報政策課）が行います。
- (2) この要綱に定めるもののほか、制度の実施について必要な事項があれば、別に定めて統一したルールで運用します。

附 則

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に立案過程にある政策等でパブリック・コメント制度に準じた手続を経たものについては、この告示の規定は、適用しない。

附 則(平成19年9月27日告示第181号)

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成24年8月1日告示第188号)

この告示は、平成24年8月1日から施行する。

- (1) 施行期日以降に政策等を策定する場合は、この要綱に基づくパブリック・コメント制度を実施します。
- (2) 施行日において既に策定中の政策等については、今後のスケジュール等に配慮してこの要綱に基づくパブリック・コメント制度の実施は義務付けられませんが、計画等の策定期間などを考慮して、最終案の公表や寄せられた意見に対する実施機関の考え方を公表するようにします。